

1 「大阪港湾局における内部統制の推進に関する要綱」に基づく
副内部統制責任者の順位について

(1) 副内部統制責任者の順位

第 1 位 春木理事

第 2 位 吉田理事

(参 考)

第 4 条 副内部統制責任者は、理事をもって充て、規則第 5 条第 5 項に規定する事務を処理する。

2 内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者が欠けたときの職務を代行する副内部統制責任者の順位は、あらかじめ内部統制責任者が定める。